

＜京都市の無料低額診療事業実施機関一覧（令和7年4月1日時点）＞

区	医療機関名	所在地	電話番号	当事業の主な診療科
北区	京都博愛会病院	北区上賀茂ケシ山1番地	781-1131	内科、外科、整形外科、眼科、精神科、リハビリテーション科
	富田病院	北区小山下内河原町56番地	491-3241	内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、神経内科
	上賀茂診療所	北区上賀茂藤ノ木町21番地	781-1409	内科、小児科、外科、放射線科
	かも川診療所	北区出雲路俵町15番地	231-3803	内科、外科
	紫野協立診療所(歯科併設)	北区紫野西野町60番地5	431-6171	内科、外科、リハビリテーション科、歯科
	京都からすま病院	北区小山北上総町14番地	491-8559	内科、外科、整形外科、婦人科、放射線科
上京区	西陣病院	上京区五辻通六軒町西入溝前町1035番地	461-8800	内科、外科、整形外科、脳神経外科
	上京診療所	上京区千本通寺之内下ル花車町482番地の2	432-1261	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科
	仁和診療所(歯科併設)	上京区仁和寺街道御前西入下横町217番地	462-1510	内科、整形外科、レディース・更年期外来
左京区	京都民医連あすかい病院	左京区田中飛鳥井町89番地	701-6111	内科、外科、婦人科、整形外科、泌尿器科、眼科
	京都民医連あすかい診療所(歯科併設)	左京区田中飛鳥井町43番地の7	706-6565	リハビリテーション科、歯科
	川端診療所	左京区川端通り夷川上る新生洲町100番地	771-6298	内科、糖尿病、循環器、整形外科、禁煙外来
	京都民医連洛北診療所	左京区岩倉忠在地町529番地	723-0960	内科、小児科、外科
	川越病院	左京区浄土寺馬場町48番地	771-2972	精神科、神経科、内科、循環器科
中京区	京都民医連太子道診療所	中京区西ノ京小堀池町18番地の1	822-2660	内科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、精神神経科
	中央診療所	中京区三条通高倉東入榭屋町58番地、56番地	211-4502	一般内科、呼吸器内科、循環器内科、神経内科
	京都工場保健会診療所	中京区西ノ京北壺井町67番地	802-0131	一般内科、神経内科、精神科、心療内科
	京都予防医学センター附属診療所	中京区西ノ京左馬寮町28番地	811-9131	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科

区	医療機関名	所在地	電話番号	当事業の主な診療科
東山区	東山診療所	東山区今熊野宝蔵町43番地	561-5500	内科、泌尿器科、皮膚科
山科区	大宅診療所	山科区大宅早稲ノ内町2番地	581-5207	一般内科、整形外科、小児科、禁煙外来
下京区	西七条診療所	下京区朱雀裏畑町73番地	313-0401	外科、小児科、内科、皮膚科、放射線科
南区	吉祥院病院	南区吉祥院井ノ口町43番地	672-1331	内科、糖尿病内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、外科、整形外科、肛門内科
	九条診療所(歯科併設)	南区東九条上御霊町2番地	691-7588	内科、肛門内科、歯科
	久世診療所	南区久世殿城町33番地	921-3535	内科、小児科、放射線科
	社会福祉法人清和園もの忘れクリニック	南区久世築山町72番地	933-5772	精神科
右京区	春日診療所	右京区西院下花田町21番地	311-3176	内科、消化器科、外科、皮膚科、循環器科
	京都民医連中央病院	右京区太秦土本町2番1	861-2220	内科、循環器内科、呼吸器内・外科、消化器内・外科、外科、乳腺外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科
	富井眼科診療所	右京区西院高山寺町11番地	311-2308	眼科一般
	嵯峨野病院	右京区鳴滝宇多野谷9番地	464-0321	内科、呼吸器内科
西京区	京都桂病院	西京区山田平尾町17番地	391-5811	一般内科、精神科、神経内科、小児科、外科
伏見区	京都南西病院	伏見区久我東町8番地の22	922-0321	内科、整形外科、リハビリテーション科
	伏見桃山総合病院	伏見区下油掛町895番地	621-1111	内科、外科、整形外科、脳神経外科
	京都城南診療所	伏見区竹田田中宮町98番地	623-1110	内科、呼吸器科、放射線科、消化器科、循環器科

無料低額診療事業のご案内

<よくある質問>

Q1 減免基準は各医療機関で異なるのか。

A1 減免基準は各医療機関が定めており、所得条件や減免額などは医療機関ごとに異なりますので、まずは受診を希望される医療機関に御相談ください。

Q2 いつも利用している調剤薬局で処方してもらうことはできないのか。

A2 薬局で支払うお薬代は、減免の対象となりません。
なお、当事業による院内処方の利用が可能かどうかは、受診を希望される医療機関に御相談ください。

Q3 健康保険証、マイナ保険証や資格確認書等を持っていないが、利用できるか。

A3 健康保険証、マイナ保険証や資格確認書等を持っていることが必須条件ではありませんが、各医療機関の定める減免基準において、減免額が加入されている健康保険の自己負担分のみとなっている場合には、健康保険の確認が必要となる場合がありますため、まずは受診を希望される医療機関に御相談ください。

Q4 消化器内科を受診したいが、一覧に記載の医療機関なら受けられるのか？

A4 診療科については、医療機関ごとに異なっており、一覧は、令和7年4月1日時点の当事業の主な診療科を記載したものですので、受診を希望される医療機関へ直接お問い合わせください。

経済的な理由により、病院や診療所での窓口支払いが難しい方を対象に、支払いの一部または全額を免除することで、安心して治療を受けていただくことを目的とした事業です。
※ 薬局で支払うお薬代は、対象となりません。

対象となる方

収入が少なく、各医療機関が定める減免基準の要件を満たす方
減免基準については、所得条件や減免額など各医療機関によって異なりますので、受診を希望する各医療機関にお問い合わせください。



制度利用の流れ

初回相談

- まずは、利用を希望される医療機関に御相談ください。
- 各医療機関から、無料低額診療事業の概要や申請から認定までの今後の流れなどの説明があります。

申請書の準備及び認定相談

- 申請に必要な書類（診療費減免申請書、収入が確認できる書類、お持ちの場合は健康保険証（マイナ保険証もしくは資格確認書でも可）など）を準備します。
- 準備した書類を持って、事前に予約した日時に医療機関へ行きます。

医療機関での審査

- 申請書類や相談内容をもとに、医療機関において審査を行います。

審査結果の通知

- 後日、医療機関から審査結果の連絡をいたします。

制度利用

- 無料低額診療事業は、あくまでも一時的な支援になります。治療を進めながら、安定した生活を目指して、医療機関の医療ソーシャルワーカーが、生活全般の相談に乗ります。